

平成31年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	佐々木 正道
企画課長	山内 明
環境経済課長	伊藤 博臣
住民課長	赤塚 暢子
福祉子ども課長	花村 定行
水道課長	田島 茂樹
教育文化課長	天野 富三
学校給食センター所長	松本 好春

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩 敬康
書 記	中野 妙子

1. 議事日程（第3号）

平成31年3月13日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第1号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 日程第2 第2号議案 笠松町森林環境譲与税基金条例について
- 日程第3 第3号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第4号議案 笠松町介護保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第5号議案 笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第6号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第7号議案 笠松町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第9号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第9 第10号議案 町道の路線認定について
- 日程第10 第11号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第11 第12号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

て

- 日程第12 第13号議案 平成30年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 第14号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 第15号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 第16号議案 平成30年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 第17号議案 平成31年度笠松町一般会計予算について
- 日程第17 第18号議案 平成31年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 第19号議案 平成31年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 第20号議案 平成31年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第20 第21号議案 平成31年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第21 第22号議案 平成31年度笠松町下水道事業会計予算について

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 第1号議案から日程第21 第22号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第1号議案から日程第21、第22号議案までの21議案を一括して議題といたします。

これより総括質疑を行います。

通告順により順次質疑を許します。

1番 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い総括質疑をさせていただきます。

初めに、昨年までを振り返り、我が国の経済情勢は5年ほどに及ぶアベノミクスの推進により大きく改善しており、企業収益は高まり、雇用・所得環境の改善が見られるなど、長期にわたって緩やかな回復基調が続いております。また、国の税収は好調な企業業績を背景に、所得税、消費税、法人税など、バブル期並みの高水準となっています。

しかしながら、一方で、現在の我が国は人口減少、少子・高齢化社会に直面しており、社会保障関係費は引き続き増加し、現役世代に係る負担は大きくのしかかっています。

雇用・所得環境は改善しつつあるものの、生産年齢人口が減少していくことが見込まれる中、社会保障制度を維持するために必要な財源を確保していくことは容易ではありません。また、ことし10月には消費税率10%への引き上げが予定されておりますが、駆け込み需要、反動減など、景気への影響も懸念されているところであります。いずれにしましても、経済再生と財政健全化を両立することが我が国に課せられた喫緊の課題であると思われま。

こうした地方を取り巻く環境の中、人口減少、少子・高齢化が進んでいくと地域社会の担い手不足が進み、地域経済の縮小、社会インフラなどの維持・更新が困難など、さまざまな課題があらわれます。税収の大きな伸びが期待できない一方で、社会保障関係経費は増加を続けており、依然として地方財政は大変厳しい状況に置かれています。

しかしながら、地方自治体においては、将来にわたり住民生活を支える行政サービスを確保すべく、持続可能な自治体経営を行う手腕がより一層求められます。当町におきましても、近い将来、公共施設の老朽化対策という大きな財政需要が見込まれる中、健全な財政運営が重要になります。

こうした認識のもと、平成31年度予算編成の総括質疑をさせていただきます。

まず、平成31年度当初予算編成に係る最優先事業の一つである「町民の生命と財産を守る強いまちづくり」について質問します。

防災備品管理事業について、新年度新たに購入する防災備品をどのように活用されるのか、お尋ねします。また、今後の防災備品に係る整備計画についてもお聞かせください。

そして、約10年ぶりに洪水ハザードマップが更新され、最新データが取り入れられるそうですが、従前のものとの相違点をお尋ねします。あわせて、防災対策上、どのように活用される予定なのかお聞かせください。

また、災害復旧の迅速化につながる地籍調査事業について、最初に取りかかった笠松北西部第1地区における事業の進捗状況ですが、町ホームページ上の予定では、平成30年度において調査成果を土地所有者に確認してもらい、新年度に調査成果を登記所へ送付するとなっていました。現在の進捗状況と平成31年度の予定をお尋ねします。あわせて、笠松北西部第2地区ほかの実施計画、進捗状況もお聞かせください。

続いて、最優先事業の2つ目である「心身ともに健全で人間味豊かに成長できるまちづくり」について質問します。

特色ある教育活動推進事業についてですが、10年以上継続して実施されていますが、これまでの効果、成果についてはどのように検証されているのでしょうか。そして、10年前とは社会情勢も変化してきており、新たな事業展開も必要ではないかと思えます。事業の見直しの必要性及び次年度以降における事業の方向性について、どのように考えられているのかお聞かせください。

また、小・中学校情報教育ネットワーク事業について、平成28年度に小・中学校におけるICT環境が整備されたところですが、それ以降、児童・生徒の学習能力は向上したのでしょうか。ICT化に係る具体的な使用方法を初め、効果・成果についてどのように検証されているのでしょうか。そして、平成31年度におけるパソコン教室用のタブレット端末を新規に購入するようですが、その活用方法についてお聞かせください。

続いて、最優先事業の3つ目である「快適で機能的な生活環境を創出するまちづくり」について質問します。

平成29年度より始まった創業を考えている人及び女性向けの創業塾開催など、創業支援事業の実績及び成果、そして空き店舗を活用する創業者に対する助成と、働く場の創出と町のにぎわいにつながる地域の活性化に向けた平成31年度以後の事業展開について、町としてどのように考えているのかお聞かせください。

次に、ごみ収集処分事業について。

事業系可燃ごみの処理がこの4月より有料化されますが、有料化により排出量、町への手数料収入、家庭系燃えるごみとして排出される違反ごみや不法投棄件数などにおいて、どのよう

な対策や影響を想定されているのかお聞かせください。

また、以前、古田議員が一般質問において、ごみ減量化の一つの手法としての水切りバケツの配付を提案されましたが、これに対して町長より、減量化の取り組みは住民に問いかけ、そしてさまざまなアイデアをもらいながら減量方法を考えていくという、住民が自発的に楽しみながら減量化できるそういった環境づくりが重要だと答弁されていました。そういった住民一人一人が減量化を考える環境づくりについて、平成31年度はどのような取り組みを考えているのかお聞かせください。

次に、観光アプリについて質問します。

平成28年第2回定例会における私の初めての一般質問として、地方創生加速化交付金事業に係る笠松まちめぐりアプリについてお尋ねしました。この質問の中で、魅力あふれる笠松の企業やお店の紹介を発信することについて提案したところ、町長より、情報発信について検討する旨、御答弁いただきました。

同年第4回定例会において検討した内容を町長にお尋ねした際には、まちめぐりアプリを開発するに当たって、当初より町内のグルメやショッピングなどの店舗情報とGPSを活用する位置情報を連動させ、利用者に提供する計画であり、企業の事業紹介やリクルート情報も提供できないか、他の自治体の事例等を確認し、商工会と検討を進めているとの御答弁をいただきました。

いわゆるまちめぐりアプリは、GPSやマップ機能を活用した観光、自然資源、イベント、町の歴史や店舗情報などの情報コンテンツの提供に加えて、集客向上のための店舗電子クーポンの配信やアプリ利用者が町の魅力を発信できるようSNS等との連携機能や、岐阜工業高校の生徒が作成したミニゲーム等を複合的に活用することによって、若い世代が数多く集まり、新たな町のにぎわいと活性化を図ることを目的としていると聞いております。

笠松まちめぐりアプリの開発、公開後、その実践と効果について、町としてどのように検証されているのかお聞かせください。

アプリのダウンロード数やアプリを利用した町内外の人々の町歩き観光やイベントへの活用状況及び参加人数等を把握されていれば、公開から現在までの実績数値をお聞かせください。

また、町内の魅力ある店舗の紹介や電子クーポンの配信、イベント等の情報発信の実施に向けて、この2年間、商工会とどのような検討を重ねてきたのかお尋ねします。

そして、平成31年度に向け、町と岐阜工業高校が共同開発した笠松まちめぐりアプリの機能をどのように充実させていくのか、新たな町のにぎわいと活性化を図るため、どのように活用していく予定なのかをお聞かせください。

次に、同じく笠松の観光アプリである笠松ナビについてお尋ねします。

まちめぐりアプリに関することと同様に、平成28年第4回定例会においてまちめぐりアプリ

と笠松ナビとの情報発信のすみ分けについて質問し、その中で歴史未来館に係る情報発信にとられることなく生活情報アプリにしてはどうかと提案いたしました。これに対し、当時、企画課長であった堀部長より、機能的に可能かどうか検討したい旨、答弁いただきましたが、結局のところ、生活情報アプリへのグレードアップは図られていなかったようです。

笠松ナビの配信開始後、数年たちましたが、笠松ナビの目的である歴史未来館の魅力向上及び来館者の増加について、町として実績及び成果をどのように検証・認識されているのかをお聞かせください。アプリ利用者数と具体的な数値がわかればお示しください。

町内の歴史的観光スポットの周遊という点では、笠松ナビと笠松まちめぐりアプリ、同じような機能を有するアプリが存在しておりますが、平成31年度に向け、笠松ナビの後継機能をどのように充実させていくのか、歴史未来館の来場者数の増に資するよう、どのような活用をされていく予定なのか、やはり生活情報系にはできないものなのか、お聞かせください。

続きまして、平成31年度特有の課題について質問いたします。

10連休となることしの大型連休まで2カ月を切りましたが、子供が通う保育園が利用できるのか、休日保育は利用できるのか等、仕事を休めない保護者の保育ニーズがあると思われれます。また、連休中に出勤できる保育士の確保など困難が予測されますが、大型連休における保育施設の受け入れ体制はどのような対応を図るのかお聞かせください。

また、平成から新元号に改まる5月1日の改元に、新時代を迎える記念の日に合わせ婚姻届を提出して結婚を祝う人が多くなると予想されると新聞紙等に報道がされました。休日の中、笠松町の窓口においてはどのような対応をされるのかお聞かせください。

続きまして、主に新年度予算の歳入に関して質問します。

笠松町における財政状況は、近年、給食センター建設等大型投資的事業に着手してきた結果、限られた財源の中、町債や基金の活用により起債発行額の増加、基金残高の減少という状況になってきています。これに加えて、今後の起債償還や老朽化した公共施設の維持管理、扶助費の増加など、町の財政を圧迫する要因はまだまだ継続しています。このため、財政的に非常に厳しい状況が続いていくものと思われれます。

この厳しい状況の中、町税等の収納率の向上や使用料等の見直しなどの歳入確保のための対策が大切ではないかと考えます。

歳入の4割を占め、自主財源の中心である町税、そして国保税、また後期高齢者医療保険料、介護保険料の普通徴収分、水道料金、下水道使用料、保育料、放課後児童クラブ利用料の収納率向上の実現に向けた平成31年度における取り組みや対策についてもお聞かせください。

施設使用料の見直しについてお尋ねします。

平成30年第2回定例会における私の一般質問でも取り上げましたが、体育施設の維持管理、運営における財政状況は大変厳しく、慢性的に修繕費が不足する状況が続いております。しか

しながら、体育施設使用料は周辺自治体の半分程度であるので、これを周辺自治体並みに上げ、収入がふえれば、当然支出に係る予算もふやすことができるので、これにより小規模修繕にも素早く対応することが可能となります。受益者負担の適正化と体育施設の最適化を考慮し、施設使用料の適正化についてできるだけ早い機会に対応し、できるだけスピードを上げてやっていきたいと広江町長よりとても力強い積極的な御答弁もいただいております。

平成31年度における体育施設使用料の見直しに係る作業スケジュールについてお聞かせください。そして、使用料金改定の具体的な時期はいつごろになりそうなのか、お聞かせください。

次に、消費税の増税についてお尋ねします。

10月に予定されている消費税の引き上げにより、町の歳入歳出にどのような影響が出るのか、消費譲与税として新たに町の収入となる金額と各種契約や物品購入に係る増税分として余分に支出する金額との割合はどのようになるのか、お聞かせください。あわせて、町の水道料金、下水道使用料にも消費税がかかっていますが、10月の増税以降は料金算出方法がどう変わるのか、単純に消費税増税分を一律で上乘せして算出するのか、増税の前と後における営業収益と営業外費用への金銭的な影響はどの程度あるのか、お聞かせください。

最後に、笠松町の指定金融機関についてお尋ねします。

地方自治体の公金収納や支払い事務などを受託する指定金融機関をめぐり、三菱UFJ銀行による兵庫県芦屋市などの約10市における指定金融機関辞退のニュースが、先般、新聞各紙に報道されました。長引く低金利で経営環境が悪化し、採算割れを強いられている指定金融業務を見直した結果、手数料の増額を断った自治体との契約を解除するに至ったようであります。

指定金融機関は、自治体の財布を預かることで多額の公金を預金として運用できるのに加え、地方債の引き受けなど、自治体との幅広い取引を通じた手数料収入でかつては経費を相殺でき、さらに自治体のお墨つきを得て地域住民の信頼が増す利点もあり、各行が指定獲得にしのぎを削った時期もありました。しかしながら、長引く低金利で、本業では貸出金利と預金金利の差、いわゆる利ざやが縮小し、銀行は預金がふえても十分利益を稼げる運用先が見つからず、ビジネスモデルの見直しを迫られており、地方債など資金運用も自治体が入札を導入したことによってうまみが減ってしまいました。にもかかわらず、税金の収納作業では自治体ごとに異なる様式を手作業で仕分けするなど手間がかかる上、自治体に派遣する行員の人件費など、金融機関がほとんど負担しており、自治体から銀行に支払う手数料は、コンビニでの税金収納などに比べて著しく安いとされています。

三菱UFJ銀行は、平成30年3月に芦屋市に対し現金の取り扱いや行員派遣費用などで、これまで年間約7万円だった事務手数料を年間1,500万へ増額要求し、市側から却下されたため、指定辞退を通知するに至ったとのことであります。三菱UFJ銀行は、指定を受けた他の自治体とも手数料見直し交渉を進めており、芦屋市など約10市を除いて増額が認められたようであ

ります。

三菱UFJ銀行以外のメガバンクや地域密着型経営の地方銀行については、自治体との関係性を維持するため指定辞退まで至っていないようですが、利ざや縮小がやまず、経営環境の悪化により、やむを得ず一部の大手銀行や地方銀行は指定辞退を視野に強気の交渉に入ったとの報道もあるようです。自治体も指定金融機関がなくなれば、税金等の収納事務を職員が行わなければならないとなり、住民サービスに影響が生じかねません。ほとんどただ働きとやゆされる指定金融業務ですが、手数料の見直し交渉が進めば、自治体と金融機関との力関係に変化が生じる可能性があります。

そこで質問です。収納代理金融機関として三菱UFJ銀行を当町が指定していますが、UFJより要望等がありましたでしょうか。また、今現在、笠松町の指定金融機関である十六銀行に対し、現金取り扱いや会計課窓口への行員派遣費用等で年間幾ら支払われているのか。事務手数料の見直しに係る打診や交渉を既に受けているのか、受けているのであればどのように対応しているのか、受けていないのであれば、芦屋市のような指定辞退したい旨の話を受けた場合、笠松町はどのような方針、方向性で対応されるのかお聞かせください。

以上で総括質疑とさせていただきます。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 1番 竹中光重議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、竹中議員さんからの町政全般についての総括質問に対して御答弁をさせていただきます。多くの部類での質問でありますので、中には担当部長から御説明をする部分もあると思います。

まず、私からは、町民の生命と財産を守る強いまちづくりの中で、新年度新たに購入する防災備品の活用や今後の防災備品における整備計画についての御質問であります。

防災備品の整備につきましては、町の地域防災計画において設定をしております地震発生時の最大想定避難者数を算定基盤とした備蓄数量を目標にして計画的に整備を行っているところでありますが、食料や水、毛布、簡易トイレを初め、乳幼児から高齢者まで幅広い世代に対応するために、紙おむつや哺乳瓶や粉ミルクなどの乳幼児に配慮した備品のほか、成人用のおむつや生理用品など、避難生活に必要な備品の備蓄を進めております。特に、備蓄品の整備につきましては、例えば先般、商品化されたとの報道もありましたが、液体ミルクなど、最新の情報収集に努めているところであります。また、昨年9月に発生をしました北海道の胆振東部地震において、報道等で取り上げられた停電時の携帯端末の充電対策として充電器を整備するなど、各地の被災事例などを調査・研究し、整備を進めております。

新年度は、これまでも整備を進めてまいりましたアルファ米や乾パンや、そしてまた水の更新に加えて、新たに防寒対策としてアルミヒートブランケットを購入し、避難生活の環境の向

上を図るほか、運動公園に設置をしましたマンホールトイレ用のテントも購入をして、衛生環境設備の充実を図ってまいります。今後も、引き続き限られた予算の中でより効果的な備蓄整備を行っていきたいと考えております。

次に、更新される洪水ハザードマップと以前のマップとの相違点や活用の仕方についての御質問であります。平成20年3月に作成をしました町の洪水ハザードマップは、木曾川と長良川、境川の3河川を対象として想定する洪水の規模は、これまでの過去に起きた40年から100年に1度の洪水、いわゆる計画規模に基づいて浸水想定区域図を作成しております。

更新を予定しているハザードマップというのは、今の対象3河川に近く公表が予定されている新境川を加え、想定する洪水規模は、計画規模の想定に加えて1,000年に1度の最大想定規模を想定した浸水想定区域図も盛り込んでおります。さらに、更新をするハザードマップは、氾濫解析を100メートルメッシュから25メートルメッシュに変更することによって、より精度の高い浸水想定区域図となってまいります。このハザードマップの活用につきましては、町の防災対策に反映させるほか、各世帯にハザードマップを配付し、家庭や自主防災会などにおいて、日ごろから水害に対する備えや避難場所、避難方法などに活用していただけるものと思っております。

次に、地籍調査の進捗状況と平成31年度の予定については、担当部長から答弁をさせていただきます。

次に、特色ある教育活動推進事業でこれまでの成果や検証はどうなっているのかという御質問と、事業の必要性や次年度以降における事業の方向性についての御質問であります。特色ある教育活動推進事業として、ALTは児童・生徒が事業を通じて外国人になれ親しんで、生きた英語を体験的に学習することによって、幼児や義務教育の段階から今後の国際社会に対応できる人格形成を支援していくものであります。

事業の効果や成果の検証につきましては、毎年1月に対象児童・生徒や保育園の保育士さん、また園児の親に対してアンケート調査を実施しております。平成30年度においては、92%がこの事業を行っていることに満足しているという結果となり、現場の先生からも、外国人の生の英語に触れることで児童・生徒が目を輝かせて授業に取り組んでいると聞いております。今後、平成32年度から小学校の英語教育が義務化されることや、また児童・生徒の英語力を向上させることを考慮すれば、ALTによる生きた英語に触れることは重要であり、事業としては有効と考えて今後も継続して実施をしていきたいと思っております。

次に、創業支援事業の実績や成果、また空き店舗活用の創業者に対する助成等の平成31年度の事業展開についての御質問であります。創業支援事業や空き店舗等活用創業支援事業補助金につきましては、平成29年度から5年間を計画期間として笠松町創業支援事業計画に位置づけて、行政や商工会を初めとする創業支援事業者や金融機関等が地域で連携をして、創業を希望

する方や創業しても間もない方などを支援して地域産業の新陳代謝を促進する目的で実施をされております。この事業の実績と成果につきましては、商工会に補助をし、実施していただいている創業塾の受講状況は、昨年度から4回開講し、25人の申し込みをいただき、22人の方が受講をされ、修了をされました。そのうち、2人の方が町内の空き店舗を利用されているため、補助をさせていただいております。

この先の事業展開としましては、起業の意思のある方や関心のある方にとって一つのきっかけづくりとしてより多くの方に受講していただく、そして、女性向けの講座をふやし、実施をしていきたいと考えております。

次に、ごみ処理の有料化による排出量や手数料収入、また不適正排出や不法投棄などの対策と影響についての御質問であります。来月から始めさせていただく事業系可燃ごみの有料化の影響について想定していることといたしましては、事業系ごみを家庭ごみと同様に町内会が管理する集積場所に排出をされることとなります。その場合は、排出者を特定し、事業系ごみとして適正に排出するような指導を実施していくことになり、また不法投棄も想定されますので、随時町内を巡回するなどによって監視をしていきたいと考えております。

また、排出量及び手数料収入については、2,500トン、2,750万円を計上させていただいておりますが、この排出量の見込みとしては、現在の事業系可燃ごみの排出量の横ばいで見込んでおり、この横ばいの見込みの理由としては、有料化の制度を開始することによって、従前は家庭ごみ、事業系ごみといった排出区分の認識が余りないような事業者の方が、制度開始後、事業系、家庭系としての認識が生まれ、ルールを守って排出することも想定されますので、直近の排出量により推計をして予算計上してあります。

次に、住民一人一人がごみの減量化を考える環境づくりに対する来年度の取り組みについてですが、昨年の第2回定例会における古田議員の一般質問にお答えしたように、各家庭、個人が減量化に対する意識の醸成が第一であると考えているために、町の広報紙への連載や掲載、そしてまたダンボールコンポストの普及啓発を継続していきたいと考えております。また、毎年開催しております廃棄物減量等推進会議でも、排出量の推移や処理費用について御説明をし、さらなる減量化に努めていただくようお願いするなど、一人でも多くの町民の方に関心を持っていただけるような取り組みを実施していくことを考えております。

その他の取り組みとしては、家庭系可燃ごみや燃える大型ごみ、そして金物・瓦れきなど、家庭から排出されるごみの減量化のためにも、有料化を含めた排出方法の見直しを実施していきたいと考えております。

次に、笠松まちめぐりアプリと笠松ナビの実績や効果の検証等の質問に対しては、それぞれの担当部長より答弁をいたさせますので、御了解をお願いしたいと思います。

大型連休の保育施設の対応及び保育士確保についての御質問であります。平成31年2月22日

付において、国より天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴う休日保育等の対応についての通知がなされて、地域の実情に応じて必要な保育ニーズを充足できるよう遺漏なき対応を図られたいという基本的な考え方が示されました。町としては、国の考え方を町内の各保育所、保育園へ周知をさせていただいて、意向を確認中であります。

5月1日に婚姻届等を提出する方がふえそうだと予想されるが、窓口ではどのような対応をするのかという御質問であります。笠松町では、閉庁日及び開庁時間外に婚姻届の受付というのは、受付事務に関する宿日直用のマニュアルを参考にして、宿日直勤務を命ぜられた町職員が行っております。議員が懸念されるように、5月1日は新しい時代を迎える記念すべき改元の日であるとともに大安ということもあって、全国的に婚姻届を提出される方が多くなると予想されますが、当町の窓口での婚姻受付数というのは年間でも120件程度であります。改元日に婚姻届を提出される方がふえたとしても、通常の閉庁時と同じく宿日直勤務に当たる職員で対応ができるものと考えております。

次に、平成31年度の課題として町税や国民健康保険税、また後期高齢者医療保険や介護保険料の普通徴収分、そして水道料金や下水道使用料や保育料等、平成31年度の取り組みや対策についての御質問であります。竹中議員が言われるように、それぞれの税及び料金の収納率向上に向けた取り組みとしましては、これまで未納のお知らせや催告書の発送や納付相談などの取り組みのほかに、各税及び各料金において収納率の向上に向けた対策を行っております。個人住民税については、岐阜県及び県下の全市町村が一丸となって特別徴収の完全実施を目指して、県と協働で未実施の法人や事業主の方への働きかけを行っており、県との連名による事前指定予告の送付など、特別徴収実施率を上げるため取り組んでおります。

また、国民健康保険税を含めた町税としましては、従前からの口座振替の推奨を初め、コンビニ収納や平成30年度から導入をしましたスマートフォンを活用した納税など、多様な納付機会を提供し、期限内の納付率向上に努めております。後期高齢者医療保険については、岐阜県の後期高齢者医療広域連合が作成をする保険料の収納対策に係る実施計画に基づいて、町の広報紙を活用した適正な納付の啓発や普通徴収者への口座振替の勧奨を実施しております。介護保険料については、介護保険の新規の認定調査時に介護保険法に基づく滞納による給付制限の説明をするなど納付指導を行っております。また、水道料金及び下水道使用料については、クレジットカード払いやコンビニ収納に対応した納付書の活用、その一方、笠松町水道給水停止事務取扱要綱に基づく給水停止の執行等の滞納整理を定期的を実施しております。保育料や放課後児童クラブ利用料については、児童手当支給時において納付相談の機会を設けたり、今年度からは、保育料の納付相談に応じない保護者に対し、保育所を通じて未納のお知らせを渡していただく取り組みも開始をいたしました。平成31年度についても、引き続きこれらの取り組みや対策を行い、世帯の実情に合わせたきめ細かな収納対策のもとに収納率向上に努めてま

いりたいと思っております。

次に、平成31年度における体育施設の使用料等の見直しに対する質問であります。体育施設の使用料の見直しにつきましては、まず岐南町と共同設置している羽栗社会教育施設については、10月の料金改定に向けて現在、岐南町と協議を進めており、6月の第2回定例会において条例改正案を提案する予定にしております。

また、岐阜県サッカー協会に指定管理をいただいている多目的運動場につきましては、平成32年4月の料金改定に向けて今、協会と協議を進めており、9月の第3回定例会において条例改正案を提出させていただく予定にしております。

なお、その他の体育施設使用料については、町民の皆さんへの影響が大きいことから、今後の行財政運営に大きくかかわってまいりますので、自立できる行財政運営ができるよう関係部署と協議を重ね、平成31年度中には方向性をお示しできるよう現在進めさせていただいております。

次に、消費税の増税による町の歳入や歳出の影響及び消費譲与税や収入金額と増税分の支出金額の割合についての御質問であります。政府は消費税率の引き上げに伴う対応については、引き上げ前後の消費を平準化するためにあらゆる施策を総動員して経済の回復基調が持続できるよう十分な支援策を講じているものと思います。その支援策の一つとして、消費税の増税時に合わせて導入をされる自動車税の環境性能割については、税率1%分を軽減する特別措置を講じたり、この措置による減収分は地方特例交付金として補填をされ、その見込みを増額して予算計上させていただいております。

また、歳出における増税影響分については、下半期の需用費や委託費、工事請負費など、税率10%で見込んで約1,600万円程度の増額となるものと試算をさせていただいております。この影響額の財源となる地方消費税交付金というのは、消費税が国を通じて県に払い込まれ、市町村に交付されるまでには一定期間を要することから、税率引き上げによって生じる増収分の見込みに留意をして、平成30年度の収入見込み額程度を予算計上させていただいており、これら歳入の増税による追加分と歳出の増額分では、おおむね相殺されるものと想定をしております。

なお、自動車税の環境性能割の導入に係る収入分や幼児教育の無償化に係る地方負担分を全額国庫にて措置するために創設された子ども・子育て支援臨時交付金は、詳細な制度が判明次第、補正予算により対応したいと考えております。

次に、水道料金、下水道使用料の10月増税以降の料金算出方法はどうかという御質問、また増税の前と後における営業収益と営業外収益への金額的な影響についての御質問であります。水道料金の算出方法につきましては、検針員が2カ月に1回、各御家庭に設置している水道メーターを検針し、その使用水量に基づいて水道料金を算出しておりますが、下水道

使用料につきましても、その水道使用量をもとに算出をさせていただいております。井戸水を御使用の方については、井戸水用メーターを検針して下水道使用料を算出しております。

水道料金及び下水道使用料の10月増税以降の料金というのは、12月の検針分から消費税10%の請求となります。また、増税の前と後における営業収益と営業外費用への金額的な影響につきましても、本会議に上程しております当初予算に12月の検針分からの消費税10%を適用した費用を計上しておりますので、金額的な影響はないと思います。なお、下水道使用料につきましても、笠松町の上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえて、消費税増税に合わせ30%の改定案を議会に提案したいと考えております。

最後に、現在の十六銀行に対して行員派遣費用等、年間幾ら支払いをしているのか、また、事務手数料の見直しの打診はあるのか等々の御質問であります。現在、笠松町の公金の収納、支払いの事務を取り扱うことのできる金融機関として十六銀行を指定しております。地方自治法第235条2項により指定をし、また地方自治法施行令第168条2項により、昭和39年に議会承認をいただいております。十六銀行とは指定金融機関に関する契約を取り交わしており、その中に公金収納、支払事務の一部を取り扱うための派出所を設けることができる。また、事務取扱に要する費用は全て十六銀行が負担をするという記載がなされているため、当町は行員派遣費用等の支払いをしておりません。

また、長引く低金利で経営環境が悪化する中、採算がとりづらいために、少しでも行政に経費等の負担をお願いしたい状況であることと思っております。現在、事務手数料の負担の打診や交渉を受けたことはございません。指定金融機関の辞退をしたい旨の話を受けた場合の対応についての御質問であります。仮定の話としてお答えをさせていただきますと、引き続き指定金融機関とすることへの課題等をお聞きして、そして課題解決のための協議を行い、引き続き指定金融機関として笠松町に貢献をしていただけるよう交渉をする考えであります。収納代理金融機関である三菱UFJ銀行からは、手数料の支払いに関する要望は受けたことがありますが、現時点では請求には至ってはおりません。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 2番目の御質問、心身ともに健全で人間味豊かに成長できるまちづくりについての、小・中学校情報教育ネットワーク事業におけるICT化に係る効果や成果及びパソコン教室用のタブレット端末による活用方法についてお答えをいたします。

各小・中学校にICT環境が整備されておまして、84%の教職員がわかる授業につながるため、デジタル教科書や電子黒板等を積極的に活用している、その結果として88%の児童・生徒が電子黒板等の情報機器を使った学習で勉強がわかるようになったと回答しております。ICT環境整備による効果を教職員も児童・生徒も実感していると考えております。

このICT環境整備により、デジタル教材やデジタル教科書を活用して、言葉だけではなく

て画像や映像を提示して視覚に訴えることができる、思考力や表現力を伸ばすために、児童・生徒のノートを大きく映し出し、それを示しながら、児童・生徒みずからが説明する学習活動を行う、一例でございますが、児童・生徒にとってよりわかりやすく知識や技能、思考力や表現力が身につく授業展開ができるようになってまいりました。

また、現在、既に整備されておりますタブレット端末の手軽に持ち運びができるという利点を生かし、体育館や運動場での体育実技を撮影して、児童がみずからの運動の様子を見て改善のポイントを見つけて練習する、理科での野外観察で植物や昆虫を撮影し、デジタル教材と比較する等、さまざまな活用を実践しております。議員御指摘のとおり、ノートパソコンとしてもタブレットとしても使用できるツー・イン・ワンタイプ、いわゆるセパレートタイプのパソコンに変更する予定でございます。

児童・生徒一人一人がタブレットを活用できる環境を整備していただくことにより、児童・生徒が社会や理科で観察したり調査したりする際、写真撮影ができ、後の思考力や表現力を高める学習に生かすことができる、岐阜県教育委員会の教科ウェブシステム、これは全部の小・中学校に配信できるようになっておりますが、算数の授業において確実に習得させた問題や苦手をなくすための問題、得意をさらに伸ばすための問題等を児童がみずから選択し、みずから学ぶ環境が整えられる等の児童の自主性をさらに伸ばし、思考力や表現力を高め、知識や技能を定着させる活動が可能になってくると考えられます。

また、平成30年度、岐阜県小・中学校情報モラル調査によりますと、県内中学校3年生の3割近くがネット依存の状況にあるという結果が出ておりまして、ICT機器を活用することを通して情報モラル指導にも活用できると期待しているところでございます。

○議長（尾関俊治君） 田中建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） それでは、私のほうからは、地籍調査の現在の進捗状況と平成31年度の実施予定についてお答えをさせていただきます。

地籍調査は、平成27年度から笠松北西部第1地区、平成28年度から笠松北西部第2地区で事業を着手しております。

第1地区は、大池町、清住町、弥生町、瓢町、友楽町、美笠通2丁目、3丁目の範囲で、昨年までに資料収集や地元説明会、現場立ち会い、測量、図面作成を実施しております。今年度は、10月から11月にかけて成果閲覧を行い、期間中には地権者595名のうち約64%の381名の方に閲覧をしていただいております。このうち、訂正を申し出された55名の方には、現在、個別に再度立ち会いをお願いするなどの対応をしているところでございます。また、未閲覧者のうち遠方の方には郵送による方法も取り入れ、迅速に確認・承諾をしていただくよう対応させていただいております。

第2地区は、如月町、常盤町、春日町、東陽町、中川町、美笠通1丁目の範囲でこれまでに

資料収集や地元説明会を行い、平成29年度に現場立ち会い、測量し、現在は図面作成を行っております。平成31年度の地籍調査事業の予定は、第1地区では訂正の申し出や未閲覧者の対応が終了し次第、認証、登記と進めていく予定でございます。第2地区につきましては、10月から11月をめどに再び成果閲覧を行う予定でございます。

また、平成31年度より笠松北西部第3地区、その1として松栄町、月美町の範囲で地籍調査の事業に着手をいたしまして、初年度として資料収集を実施する予定でございます。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 笠松まちめぐりアプリについてお答えをさせていただきます。大きく3つの御質問を順に御回答させていただきます。

まず1つ目といたしましては、アプリの実績と効果、検証について、そしてダウンロード数の活用状況や参加人数の実績についてという御質問でございます。このまちめぐりアプリの実績といたしましては、公開時に町内の店舗情報を約180件、そして観光や歴史の情報を約80件掲載をいたしまして、アプリより情報発信をしているところでございます。また、町やイベント実行委員会が行っております各種イベントにつきましても、その開催時期に合わせて、これまで24件のイベント情報を発信しております。あわせて、自動的にスマホ等にお知らせを表示するプッシュ通知の機能を活用したイベント案内も21件通知をさせていただいております。また、マップと連動したスタンプラリーにつきましても、これまでに7コース作成をいたしました。

そして、この効果の検証につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましてアプリのダウンロード数を評価指標としております。アプリの公開直後の平成29年3月末時点では、ダウンロード数は203件でしたが、イベント情報などを発信するごとに登録数がふえまして、平成29年度中は652件、平成30年度は2月時点で936件の登録がございました。合計のダウンロード数件数は1,791件と増加をしている状況でございます。このことは、本アプリが町のイベント情報発信ツールの一つとして認知されているものと考えております。

また、アプリを活用される方の実績数値ですが、当アプリの機能上、活用の内容まで把握することはできませんが、川まつりやリバーサイドカーニバルなどにおきまして、天候不良の開催可否の周知をした際には、非常に多くの方に活用していただけたものと認識をしております。

2つ目、商工会との検討ということでございますが、約180件の店舗情報を掲載する際には、商工会より店舗や事業所情報の提供をいただきました。多くが、商工会ホームページにございます各店舗のホームページと連動をしている情報内容を掲載させていただいております。イベント情報につきましては、商工会単独のイベントは発信をしておりますが、商工会が構成団体となっておりますイベント実行委員会のイベントについては、全て発信をしている状況でございます。

電子クーポンの発信につきましては、いまだ実施に至ってはおりませんが、今後、商工会員の店舗情報の更新や単独イベントの発信とあわせて商工会と一緒に検討してまいりたいと考えております。

3つ目に、平成31年度に向けての活用方法についてでございます。先ほど効果の検証でも触れましたが、現在の笠松まちめぐりアプリは各種イベント周知が一番効果があると認識しておりますので、今後もイベント情報について小まめな情報発信及び内容更新に努め、プッシュ通知の案内もあわせて実施いたしまして、多くの方が笠松町に訪れていただけるよう機会を創出してまいりたいと考えております。商工会との協議によりまして、店舗情報の更新や商工会イベントの発信など、アプリのダウンロード数がさらなる増加につながる検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） 笠松ナビについて、これまでの実績及び成果をどのように検証・認識しているのかとアプリの利用者数についてお答えをさせていただきます。笠松ナビは、歴史未来館開館1年後の平成28年6月から導入し、ダウンロード数は平成28年度が343件、平成29年度が109件、平成30年度は2月末で68件となっております。

笠松ナビの機能は2つありまして、1つはARという館内ガイダンス機能、もう一つは地図機能による笠松の文化財めぐりのコース案内であります。

ARガイダンスにつきましては、未来系機能の目玉として導入して、当初は目新しさもあり、ARガイダンスを聞かれる人も週に数人いましたが、現在では紙ベースの解説チラシによる情報提供もあわせて行っており、チラシのほうが持って帰れることもあり好評でして、ARガイダンスを聞かれる人はほとんどいない状況ですので、費用対効果も含めて見直す時期に来ていると考えております。

また、文化財めぐりについては、どれだけの人が利用しているのかはダウンロード数でしか推測できませんが、こちらは現在のウオーキングブームを考えると一定数の利用者がいると考えております。

次に、平成31年度に向け笠松ナビの活用方法についての御質問ですが、現在、笠松ナビにつきましてはiPhoneのOSのバージョンアップに伴いセキュリティーが強化された関係で、笠松ナビがデータサーバーと連携できない状況になっており、Android端末でのみ動作する状況になっております。アプリの改修として100万円程度の費用がかかるほか、保守費用として毎年30万円程度かかり、またダウンロード数が少ないという現状を踏まえた上で対応策を検討した結果、今年度で笠松ナビの運用をやめ、かわりにAR機能の解説については、説明チラシのさらなる充実を図るとともに、ARで使われたコンテンツは経費のかからないほかの情報発信ツールに移行しようとして現在、調査・研究しているところであります。

文化財めぐりについては、貴重な情報発信のツールであります。そこで、Google社が無料で提供しているマイマップ機能を使うことで同様の案内ができることから、試験的にQRコードを読み取り、Googleマップへ誘導するチラシを設置したところ、わざわざ笠松ナビアプリを立ち上げなくても利用でき、便利との声をいただきましたので、今後はGoogleマップでの活用を進めてまいりたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1番 竹中議員。

○1番（竹中光重君） 御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

再質問は当然ございません。

簡単ではございますが、自治体経営としてよりよい部署間の連携を密として、部署間同士の情報の共有、組織運営を図っていただき、住民皆さんの安心な暮らしづくりや人を育み、笠松に住みたいと思えるまちづくり実現に向けて、町長さん初め、職員皆様方には一致団結して取り組んでいただくことをお願い申し上げ、総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 総括質疑の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員の質問を許します。

○10番（長野恒美君） 平成31年度予算についての総括質疑をさせていただきます。

竹中議員の全域にわたる総括質疑に敬服をしているところでございますが、またあと1年間、反省をしながら頑張りますのでよろしくお願いいたします。

平成31年度の位置づけについてですが、日本の経済は穏やかな回復傾向にあり、賃上げ、雇用、所得環境は大きく改善し、個人消費は緩やかに持ち直し、生産活動は緩やかに回復しつつあると評価されています。しかし、私どもは、政府の10月からの消費税10%への増税で、町財政でも物品の購入や工事費などの負担が見込まれますが、最も影響を受けるのは、日々の暮らしでの負担の家計消費です。

総務省ですが、影響額を計算されていますが、今度の2%引き上げによる影響は、軽減税率を差し引いても平均年4.3万円の増税になります。消費税は、低所得者ほど負担が重くなる税金です。年収別の消費税の負担率では、年収200万円未満の低所得者の負担率は、2,000万円以上の高所得世帯の6倍となります。多くの住民は、述べられていますような経済が好転し、暮らし向きがよくなるという実感はないと考えますが、消費税の10%引き上げについて、町民の皆

さんの暮らしについての影響をどのように捉えていらっしゃるのかお尋ねします。

また、10月からの消費税10%の引き上げで町の財政ではどのように影響を受けるのか、具体的な数字でお尋ねします。

平成29年度末には町債残高がピークとなり、今後の公債費推移に細心の注意を払う必要があると述べられていると思いますが、平成29年度の残高はどれだけで、平成30年度末ではどのような見込みで、そして今後はどのように見込まれていくのかお尋ねします。

次に、防災・減災事業の充実が図られていますが、自主防災会で整備する発電機についての補助はどのよう、現状ではどれくらいの町内が設置しているのでしょうか、お尋ねします。また、町内の規模などで発電機の容量も違ってくると思いますが、1台どれくらいするものなのかお尋ねします。

笠松町民の全てが心身ともに健全で人間味豊かに成長できる町になるには、子育て世代包括支援センターの果たす役割が重要になると考えます。一般質問でも行いましたが、子育ては妊娠期から心配りや必要な手だての上に健やかに誕生し、乳幼児期の保育所や幼稚園、義務教育の分野、高校進学と子育ては切れ目なく続くと考えます。そこには、健康につながる保健衛生や福祉、教育の分野とつながり、地域とのつながりの連携を密にする体制が必要ではないでしょうか。成人するまでの心配りをする体制づくりこそが子育て世代包括支援センターでの役割ではないかと考えますが、このような展望を持って充実させていく方針を持っていただきたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

町民としての外国人もふえていると考えますし、これからは世界中の人々との交わりも深くなっていくと思います。その上でも、町民としての外国人の方たちへの配慮を忘れてはならないと思います。現在、何人で、どこの国からなのかお尋ねします。

暮らしていくための手続や介護保険の仕組み、ごみの処理などについてもどのようにして覚えていられるのかなどと思いますが、まずはお互いの意思を伝える言葉を学習する機会をつくるのが大事ではないかと思いますが、どのような対応になっているのかお尋ねします。また、今後として、夜間や休日を使って学習の場を設置していくことも大切ではないかと思、その点でお考えをお尋ねします。

最後に、羽島用水の東幹線パイプライン化の上部整備については、平成31年度では整備はできないと聞いておりますが、いつごろの整備となるのかお尋ねします。また、どれくらいの経費が必要なのかもお尋ねいたします。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの町政全般についての御質問にお答えさせ

ていただきます。

まず、第1点目の消費税10%の引き上げによって町民の暮らしにどのような影響があるのか、また町の財政にはどのような影響があるのかという御質問であります。消費税の引き上げは、社会保障の安定財源の確保等を図って今後も継続して充実した社会保障制度を次世代に引き渡していくための施策でもあり、必要な財源でもありと考えております。

政府は、消費税率の引き上げに伴う対応として、税率の引き上げと同時に飲食料品等の軽減税率が導入されるほか、前回の増税時に消費の落ち込みが大きかった住宅や自動車についても、住宅ローンの減税の拡充や自動車取得における軽減税率の導入など、引き上げ前後の消費を平準化するための支援策が盛り込まれております。

町においても、低所得者や子育て世代の増税対策でもあるプレミアムつき商品券の発行についても10月の増税時に合わせて実施を計画させていただいております。

消費増税分の使途として、国の施策では、幼児教育の無償化や保育士及び介護人材の処遇改善等に充てるなど、社会保障の充実が図られ、町においても引き続き医療や介護、そして障害、子育て支援などの社会保障施策の財源として地方消費税の交付金を充てるものとしております。

町の財政への影響については、先ほど竹中議員の総括質疑の答弁でも述べさせていただいたように、歳出の約1,600万円の増額分と歳入の追加分ではおおむね相殺をし、大きな影響はないと考えております。

次に、町債の状況と今後の見込みについての御質問であります。笠松町の町債残高推移を見ますと、平成21年度からふえ続け、平成29年度末に70億7,945万円でピークとなりました。平成30年度末は減少をし、70億5,678万円の見込みとなります。そのうち、地方交付税の財源不足を補い、全額交付税算入をされる臨時財政対策債が約6割の42億76万円を占めており、残りは近年の大型事業等が大半を占めております。継続実施をしてきた大型事業が一区切りをして、今後、町債残高は減るものの、これらに伴う償還額が4年後にピークを迎えて厳しい財政状況が続くことには変わりはありません。こうした状況を踏まえて、町政運営に当たっては、さらなる行財政改革により歳出を見直すとともに、公共施設の老朽化対策等、大型公共事業を実施する際の町債については、将来負担を見据えた上で交付税措置がある有利なものを厳選するなど、適切な財源の確保に努めてまいります。

次に、自主防災会で整備する発電機等に対する補助の御質問であります。自助・共助による減災、地域防災力の向上を図るために、発電機などの防災備品を各自主防災会で整備される場合に笠松町自主防災会防災備品整備事業補助金交付要綱に基づいて助成をさせていただいております。この補助金額は購入費用の2分の1の額で、限度額は1自主防災会当たり均等割2万円に、世帯割として加入世帯1世帯に当たり500円を加算した額としております。

これまでの整備状況は、2つの自主防災会が整備をされており、ガソリン式の発電機1台を

整備された自主防災会と、ガソリン式2台に加え、カセットボンベ式の発電機1台を整備された自主防災会があります。価格については、一般的に持ち運びのしやすい大きさや重さの2キロボルトアンペアから3キロボルトアンペア程度の定格交流出力のガソリン式の小型発電機が約20万円で、カセットボンベ式の発電機が約10万円で購入をいただけるかと思えます。

次に、子育て世代の包括支援センターの展望と方針についての御質問であります。長野議員の一般質問でもお答えしたように、笠松町としては福祉健康センターに子育て世代支援包括センターを設置して、まずは全ての妊産婦、就学前の乳幼児とその保護者を対象に事業を展開する考えであります。学童期以降の児童等やその保護者に対しても、就学前からの切れ目のない継続した支援が必要であると考えております。4月からセンターを運営していく中で先進地の活動について調査・研究などを行い、学童期以降の児童・生徒やその保護者に対しても就学前からの切れ目のない継続した支援を行うよう、さらなる体制づくりを考えていきたいと思っております。

次に、町内における外国人の状況や、あるいは外国人に対する各種サービスの対応についての御質問であります。笠松町内における外国人の状況は、2月末現在で住民登録者数は346名で、国籍は主に中国やベトナムなど22カ国となっております。外国人住民の在留資格の区別では、永住者と技能実習、いわゆる技能実習生で249名の住民登録があり、外国人の人口の72%を占めております。当町へ転入される技能実習生のほとんどは雇用主、または雇用事業所などの関係者同伴で来庁されており、転入時の手続においては窓口での混乱はなく、スムーズに行うことができます。各種サービスの対応につきましては、日本人、外国人の区別なく、住民異動届け出の内容により水道の手続やごみの出し方、あるいはお子さんがいらっしゃる世帯については各種手当や保育所、学校関係など、漏れがないよう各種のサービスを受けるために必要な手続を行っていただくよう、関係課で御案内をさせていただいております。

次に、外国人に対する学習の場の提供についての御質問であります。先ほども述べましたが、笠松町の在住外国人の方の大半は技能実習生であり、その技能実習生は、入国の際に管理団体より320時間の日本語指導を受けることが義務づけられております。また、その他の方に関しては中・長期にわたり在住している方が多く、当町の在住外国人の方のほとんどは日本での生活一般に関する知識を習得しておられ、現在のところ、日本語学習機会の要望はありません。しかしながら、先般、外国人労働者の受け入れ拡大について閣議決定をされ、今後、当町においても外国人在住者が多国籍化をし、またふえる可能性もあります。その際に、日本語学習機会の要望が出てまいりましたら、県や関係機関と連携をし、対応をしてまいりたいと考えております。

次に、羽島用水の東幹線のパイプラインの上部整備についての御質問であります。羽島用水の東幹線のパイプラインの上部整備につきましては、今まで整備してきた区間と違って既存道

路の幅員が狭いことから、現在、岐阜農林事務所や羽島用土地改良区とパイプライン上部の車道利用によるパイプラインの影響についての確認作業を今行わせていただいている状況であります。平成31年度中にパイプラインの上部の道路形態や交通安全対策、費用などについて、町の計画案をまとめ、今後は、財政状況を考慮しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、まず消費税についてからお願いします。消費税が社会保障の財源にという形で、このままでいきますといよいよ引き上げがまた多くなっていく可能性もあると思いますし、本来、社会保障そのものが国の大きな仕事の一つだと思いのを、全ての財源をこうした消費税に求めるということに対しての町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） やはり国民の生活、生命、財産を守るための一つの社会保障の充実というのは、国の責任でもあり、私どもの国民の求めるものでもあります。消費税に求めて今対応していくことを進めておりますが、社会保障だけではなくて、消費税の増税分の対応に対しては、乳幼児の保育料の無償化やいろんな問題もあります。私は今の消費税の値上げ、そしてまた、今後出てくるいろんな問題に関して国の対応というのは、国民の、私どもの念願でもある社会保障の体制づくりに対して必要ではないかと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ここで論議を続けても仕方ありませんが、消費税そのものがいわゆる逆進性で所得の少ない者、豊かになりたいと思って一生懸命働いているところに一番重くのしかかるという点からも決して許してはならないものだとは私は考えておりますし、こうした政治を変えていくためには頑張っていきますので、これについてはここまでにしておきます。

次に、公債費については、何にしても借りたものは返さなきゃいけないし、現状の笠松町では、本当に公共施設の時代的にどうしても変えていかなきゃならない。そのためには人口減少などを合わせて取捨選択する必要も出てくるかと思えます。けれども、笠松町の中で、例えば中央公民館や町民体育館を早く何とかしなければと思っても、実際、財源は見込まれていく様子がない。そういう中で、先ほど竹中議員からも公共施設の使用料について近隣並みにしたらどうかというお話もありました。そのほかに施設を貸したり借りたりするのとあわせ、例えば中央公民館のトイレの状況、本当に一日も早くみんなが快適にできるものにしたい、けれども、それは多分建てかえとあわせてでしかできないと思えます。町民体育館の耐震の問題を考えて

も、使っている人たちも心配していると思うんですが、今後そういう計画をしていくための予算は、今はとても見通せる状況ではありませんよね。けれども、計画を打ち出して、町民の皆さんに今ふるさと納税のような形で、寄附を募るとかカンパというか、そういう規模でやるような、法的にできるのかできないのかわかりませんが、その考えはどうなんでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 総括質疑の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほど長野議員さんから御質問がありましたが、私どもの町も町債の償還が4年後にピークを迎えるという大変厳しい財政状況の中でも、初めにお話を申し上げたように、それぞれの施設や公共施設等の見直しを進めていかなきゃならない。具体的に言われたような体育館や公民館等の施設に関しては待ったなしの時期が来ることもあります。

私どもの財政計画の中だけでできることが大変難しい状況にもなってくるときには、やはり町民の皆さんに趣旨を御理解いただきながら、皆さんの力で寄附をしていただきながら一緒になって進める方法。あるいは体育館や公民館には直接当てはまりませんが、全国の皆さんから町特有のいろんなものに関してクラウドファンディングのような形で訴えられるものが出てくれば、全国からふるさと納税の寄附として集まる可能性もあります。そういう知恵を絞りながら、これから将来に向けて進んでいく大事なことだと思います。そういうことも踏まえて、ぜひ御指導いただける部分があれば、また一緒になって考えていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 本当に節約すること、無駄、いろいろと必要でないものを見直していくこと、それそのものも大事ですけど、本当に笠松町民が望むことは、もっと町民を信じて訴えていくような形もあるかと思います。どうぞ研究をして一日も早い実行に移せるようにしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に行かせていただきます。

防災と減災の関係で、だんだんと私たちの近くに迫って、災害が、地震を含めて近づいていることをひしひしとを感じるような状況です。そのための備えという点では、一朝にはできませんけれども、まず、私のほうが質問しました発電機は町内に1つずつあれば、安心のもとにもなるかと思いますけれど、その働きかけというのは自主防災会のときぐらいでしょうか。3月

になって今、総会を開かれたりする町内が多くあると思いますが、そういうところでも、こんな問題をみんなと話し合えるようになるといいと思ってもおります。まだ2町内ということでは、全部で54町内でしたっけね。だから、もう少し進めていく方向をお願いしていきたいと思っています。

新しいハザードマップが平成31年につくられて全戸に配付されるということですが、このマップに基づいて本当に避難をしてみることで住民それぞれが大事だということ。避難をしてからどういう暮らしをするのか、自分たちがどういう役割、避難をせよと言われるので避難するだけで行って見て、それからのことは余り考えていなかったというのがNHKの3・11に向かったの取り組みの中でお話がありましたが、本当にそうだろうと思います。初めて自分の避難経路をたどり、そしてそこへ集まって見て、それで実感をし、自分で責任を持って備える部分もわかったりすると思います。ぜひ新しいマップができたなら、そういう問いかけを各町内にやっていただけるようにならないのか考えてみていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

例年、各自主防災会で実施されます訓練につきましては、避難誘導の訓練ですとか避難所での訓練ですとか、さまざまな訓練のメニュー化をいたしまして、各自主防災会において選択をしていただきながら実施をしていただいているところでございます。

議員さんお話のハザードマップにつきましても、来年度、策定後には全戸に配付をさせていただく予定でありますので、当然そういった部分を踏まえた中での訓練ということも大切な事業になってまいると思いますので、広く自主防災会の総会等、会議の場で周知のほうに努めてまいりたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） このハザードマップができたときにこそ一番関心も強まると思いますので、ぜひその機会を逃さずをお願いをしていけると、あのハザードマップも生きてくると思います。また1,000年に1回に備えた形のハザードマップということになれば、もっと厳しいものもあるかと思えます。逆にその結果として見直していかなければならない当町のものもあるかと思えますので、ぜひその辺を心してお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、子育て世代支援包括支援センターについては、きのう質問をいたしました問題だけでなく、いじめの問題なども含めて、ここが一番の連絡センターになるような規模に。何はともかく子育て、または人間として生きていくことの悩みの窓口になっていただけるような子育て世代包括支援センターとして、逆によそのを見ていただくだけではなくて、自発的に笠松町としてやり、よその人を呼び込むような形になったらと思います。ぜひ、町長さんがきのうも

言われましたように、そういう中身になりますようお願いしていきたいと思います。

それから、外国人の方については、これまでは技能というような形でしたが、結婚されてお嫁さんになったりして、お婿さんになるということはないだろうけど、そういう方たちが案外そのままになっていて、地域との中で暮らしがしにくくなっている問題もあるように思うんですね。ですから、言葉とあわせながら、外国の人たちともどもで助け合えるような場所の提供も一つではないかと思しますので、ぜひ今後の様子を見ながら考えていただきたいと思います。私たちの一緒に住む仲間として見ていけるようにというふうに思います。

次に、羽島用水の関係ですが、あとどれだけの長さがあるって、1期で終わるものなのか、私は1期で終わるかと思いましたが、何期かに分ける可能性もあるのか、その点、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 羽島用水東幹線パイプラインの未整備地区の長さでございますが、未整備地区延長1,240メートルほどになっております。

今まで790メートルほど整備しておりますが、単純に今までの工費と延長で割り出すと残り1億2,000万円以上の費用が必要となりますので、財政のことを考慮しながら一遍に整備するのか、あるいは分割して整備するのか、その辺は判断していきたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今のこの状況ですから仕方がないと思いますが、町長さんが先ほど言われたように、パイプラインの下と車の車道との強度の関係などの調査を、平成31年度でやるつもりでいらっしゃるというふうにとっていいですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今までのところはパイプラインの外でありましたから車道でいいんですが、未整備の部分はその上になるようですので、今のパイプライン自身が車の重さに耐えられるパイプラインになっていて、どうもないという調査を現在行っているようです。そういう点からするとやっぱり今年度中、平成31年度中にはそういう連携や調査をしながら計画はできると思います。それを実行できる財政的な見通しを立ててやるのはそれからのことだと思います。

今までも一気に500メートル、600メートルやったときもありましたので、先ほど申し上げた町のいろんな起債や借金の上積みがこれ以上になったときに、返済も考えた財政計画の中で皆さんと合意の上でやれることだと思いますので、そういうことも含めて対応していると思います。ですから、平成31年度中には、そういう調査を終えて計画的な部分ができるのではないかと考えています。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その調査の結果もまた議会に報告をしていただき、今後を見詰めていきたいと思います。いろいろありがとうございました。総括質疑を終わらせていただきます。

○議長（尾関俊治君） これをもって総括質疑を終結いたします。

第1号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり承認されました。

第2号議案 笠松町森林環境譲与税基金条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、この森林環境譲与税の基金条例をつくるに当たってのいきさつ。なぜこういう条例ができるのか、説明をしてください。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

この条例の制定のいきさつということでございますが、国におきまして、森林環境税ということで、森林環境税の目的といたしまして国の温室効果ガスの排出削減目標達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点ということから、都市、地方を通じて国民一人一人からひとしく負担をするということで、国民みんなで森林を支える仕組みをつくりたいということで、国のほうで整備されました。

実際に、森林環境税は平成36年度から徴収をすると、賦課をするということになっておりますが、それを先行して平成31年度から譲与税として各自治体に譲与されるという規定となっております。

その用途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、あと木材利用の促進や普及啓発

と、全体的に見ますと森林整備やその促進に関する費用ということで譲与されるものでございます。笠松町といたしましては、森林はございませんので、その譲与税を基金に積み立てまして、ある程度の金額がたまりました時点で木材利用等に活用したいという考えがございまして、今回、この基金条例の制定について提案をさせていただいているものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 現在、私たち国民一人一人が災害復興税を1,000円ずつ納めているのではないかと思います。その年数が終わったら、今度はこれによることで国民に負担をさせていくという中身だと私は考えております。いわゆる森林環境税の目的は、笠松町についていえばこうしたことでこの税金は利用できるかなということにつくられたということでしょうか。

それから、その金額がとりあえず86万円ということに予算ではなっていると思いますが、この86万は平成36年から始まる森林環境税の人口割で算出したものでしょうか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） まず、森林環境税の譲与税の使途目的、先ほど申しましたように間伐等、森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用等々ございます。その中で笠松町として利用できる、活用できるというものが、今回この提案をさせていただいています条例の第1条、設置というところで、木材の利用促進、普及啓発等に要する経費に充てるということです。笠松町としてはこのような木材利用、啓発に活用できるのではないかとということで、その設置目的をここで規定をさせていただいております。

あと86万円は、今回、県のほうから内示が来ております。この86万円につきましては割合がございまして、私有林の人工林面積が50%、そして林業業者数が20%、人口割が30%というルールがございまして、笠松町におきましては、最初の2つにつきましてはございませんので、人口割の30%分ということで86万円という試算になっております。

市町村の岐阜県全体で約6億円の譲与税がございまして、そのうちの20%が県のほうに、そして残りの80%につきましては市町村で、今のような割合で計算をされるということで、計算に基づきまして86万という金額となっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その基金を取り崩す機会というのは、平成31年度から必要であると、または使えると思えばこの基金を使っていけるというものなんでしょうか。お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

条例の第5条、処分のところで、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるというこの規定でございますので、この条例が可決されましたら、その86万円、基金が積んだ以降、必要とあれば取り崩すことが可能でございます。以上でございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例の一部改正でどのようなことが変わるのか、具体的に説明してください。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

長時間労働の是正についてということで、我が国におきましては長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現であるとか、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための働き方改革というのが進められておりまして、さきの国会で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律というのが成立をいたしました。これを受けまして、民間労働者についてはいわゆる三六協定で定められている時間外労働の上限が定められまして、4月から施行されることとなりました。

こういった状況を受けまして、国家公務員、地方公務員等についても時間外勤務時間の上限等を定めて対応していこうということで、今回、この条例の一部改正をさせていただくという内容のものになってございます。

今回の条例の中では、1項規定を置きまして、時間外勤務命令に関する必要事項を規則で定

めるというような委任規定を追加させていただいております。これは、条例では基本的な部分を規定させていただきまして、技術的な範囲に属するものについては規則委任をさせていただくというもので、具体的には規則におきまして国とほぼ同様な形で原則1カ月45時間かつ1年間360時間を上限として定めてまいるという内容のものでございます。ただ、上限時間の特例で、大規模な災害等への対応ですとか、重要性、緊急性の高い業務に従事する場合には、これらの上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができるといった規定を置かせていただきながら、長時間勤務の是正に向けた取り組みに対応してまいりたいというものでございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 笠松町介護保険基金条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 笠松町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 歳出で、38ページ教育費の2項の小学校費の学校管理費の中にあります11節の需用費ですね、光熱水費78万とありますけれども、どういうことで増額をされるのか、お尋ねをいたします。

次に、3項の中学校費、1目の学校管理費、12節の役務費で手数料30万円とあるんですけども、何に使われるのかということが2点目。それから、39ページ、4項の学校給食センター費の中なんですけれども、7節の賃金130万円の減額となっておりますけれども、今現在、学校給食センターの職員が間に合っているのか。減額するということは、人手がないから減額するんじゃないかなということを思うんですけども、本当に今の状態で給食センターの調理なり業務が回り切っているのかどうか。その辺の実態について説明をお願いしたいんですけども、その3点をお願いします。

○議長（尾関俊治君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

38ページの小学校費の学校管理費、需用費の光熱水費の78万円の件でございますが、まず松枝小学校で庁舎内で漏水があったことによりまして水道料金の増額を28万円。あと下羽栗小学校におきまして、昨年の夏の猛暑によりまして電気料金の基本料金が増額になってしまい、7月より1キロワット当たり1カ月40円ほど増額になりまして、この件で合計大体50万円の増額をさせていただいております。

それから、中学校費の学校管理費の役務費30万円の手数料でございますが、昨年6月に中学校の屋内運動場の電力契約をエネットに切りかえたことに伴い、毎月ESPサービス手数料が必要となってきまして、30万円の増額をさせていただきます。そのかわり光熱水費のほうでは減額になりましたので、210万円の減額をしております。

39ページの学校給食センター総務費の賃金の件でございますが、まず130万円の減額の理由ですが、台風とか大雨等によりまして休校で臨時職員が出勤する日数が減になった等で減額をさせていただいております。それで、当初見込んでおりました勤務日数が220日でしたが、今回の平成30年度の見込みでは214日を見込んでおりまして、こちらの分で減額となっております。

調理員等の人数でございますが、今のところ、調理員が14名、運転手2名ということで給食を実施しております。確かに、新しい基準によりアレルギーの対応とか、調理場を増員することによりまして調理員の役割が明確となりまして、作業工程は増加しておりますが、今のところ、この人数で何とかやれておると思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） それで、小学校費の光熱水費の78万、松枝小学校の漏水、これ、漏水というのはどこの部分、プールみたいな大きな水の漏水なのか、教室での漏水なのか、その辺を教えてもらいたい。28万もかかるような漏水というのはかなり大きな金額なんですね。量的にも多いわけなんですけれども、それはいつまで気づかなかったのか、発覚したのがいつなのか、処理として、その28万余分にかかってしまうから、その分は支払った。当然ながら、漏水ですから補修はされたと思うんですけれども、余り長い間、漏水で放っておくと、町のほうでも一般家庭の場合でも漏水が原因となると少し水道料金を割り引いてもらえるようなことがあるわけなんですけれども、そういったことは行政の場合はないのかということをお尋ねしたい。

下羽栗小学校の電気代ですか、40円高くなっているんですけれども、何で高くなったのか。当初、予算を見積もるとき、予算計上したときにはそういうものがわからなくて、追加で補正組んでおるんですけれども、どういった原因でそういったことが起きたのか、その辺についても説明をお願いしたいのですが。

○議長（尾関俊治君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

まず、松枝小学校の漏水の件でございますが、場所は1階の玄関の手洗いと足場洗いのところから漏水をしておりました。徐々にずうっと上がってきておりまして、1月に漏水を発見いたしましたして今は使用不能としております。

それで、水道料金の減額の件でございますが、一気に上がった場合には減額の対象になるんですけども、長いスパンで上がっていった場合には対象にはなりませんので、このようになっております。

それから、下羽栗小学校の電気料金の基本料金の件でございますけれども、猛暑の関係で7月の最大電力が上がってしまいました。それが上がりますと今度、7月から1年間その基本料金は上がったままになりますので、このような結果になったということになります。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 平成30年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 平成30年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。ありがとうございました。お疲れさまです。

延会 午後2時15分

